○法務省告示第五百十二号

富山市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年十一月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、富山市役所又は富山地方法務局に照会すること。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

富山市山王町七十三番地

吉山幸太郎

○法務省告示第五百十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日」を「平成二十二年十月十三日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十月十三日から施行する。

○法務省告示第五百十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日」を「平成二十二年十月十三日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十月十三日から施行する。

○法務省告示第五百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日」を「平成二十二年十月十三日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十月十三日から施行する。

○法務省告示第五百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十二号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日」を「平成二十二年十月十三日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十月十三日から施行する。

○法務省告示第五百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十月十三日」を「平成二十二年十月十三日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十月十三日から施行する。

○法務省告示第五百十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月十一日」を「平成二十二年十一月十一日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月十一日から施行する。

○法務省告示第五百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月十一日」を「平成二十二年十一月十一日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月十一日から施行する。

○法務省告示第五百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百五十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月八日

法務大臣　柳田　稔

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十二年十一月十一日」を「平成二十二年十一月十一日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十一月十一日から施行する。

○外務省告示第四百三十四号

ブラジル連邦共和国政府は、昭和四十四年五月二十三日にウィーンで作成された「条約法に関するウィーン条約」の批准書を平成二十一年九月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十一年十月二十五日にブラジル連邦共和国について効力を生じた。

（平成二十一年九月二十八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百三十五号

ギニアビサウ共和国政府は、昭和二十五年十二月十五日にブリュッセルで作成された「関税協力理事会を設立する条約」の加入書を平成二十二年八月十九日にベルギー王国外務省に寄託した。よって、同条約は、寄託の日にギニアビサウ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年九月十三日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十二年十月八日

外務大臣　前原　誠司

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十二年九月財務省農林水産省告示第八号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十二年十月八日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　大畠　章宏